

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年7月22日

【会社名】 アンジェス M G株式会社

【英訳名】 AnGes MG, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山田 英

【本店の所在の場所】 大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号  
彩都バイオインキュベータ4階  
(同所は研究所の所在地であり、実際の管理業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 米尾 哲治

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝五丁目20番14号三田鈴木ビル5階

【電話番号】 03-5730-2641

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 米尾 哲治

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 株主割当 0円  
(注)会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるため、新株予約権の発行価額は上記のとおり無償です。  
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額  
9,332,323,200円  
(注)上記新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、平成26年7月22日現在の当社発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除きます。)を基準として算出した見込額であります。新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 アンジェス M G株式会社 東京支社  
(東京都港区芝五丁目20番14号三田鈴木ビル5階)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行新株予約権証券(第26回新株予約権)】

##### (1) 【募集の条件】

発行数	32,403,900個
発行価額の総額	0円
発行価格	新株予約権1個につき0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	該当事項はありません。
申込期間	該当事項はありません。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	該当事項はありません。
払込期日	該当事項はありません。
割当日	平成26年8月1日
払込取扱場所	該当事項はありません。

##### (注) 1. 取締役会決議日

アンジェス M G株式会社第26回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)は、平成26年7月22日(火)開催の取締役会決議により発行を決議しております。

##### 2. 募集の方法

会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により、下記注3.に定める株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式1株につき新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます(かかる本新株予約権の割当てを、以下「本新株予約権無償割当て」といいます。)

##### 3. 株主確定日

平成26年7月31日(木)

##### 4. 割当比率

各株主の有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個を割り当てます。

##### 5. 本新株予約権無償割当ての効力発生日(会社法第278条第1項第3号に定める新株予約権無償割当てがその効力を生ずる日をいいます。以下同様です。)

平成26年8月1日(金)

##### 6. 発行数(本新株予約権の総数)について

発行数(本新株予約権の総数)は、株主確定日における当社の発行済株式総数から、同日において当社が保有する当社普通株式の数を控除した数とします。上記発行数は、平成26年7月22日現在の当社発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除きます。)を基準として算出した見込み数であります。

##### 7. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構  
 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

##### 8. 申込手数料、申込単位、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日及び払込取扱場所について

本新株予約権は、会社法第277条に基づく新株予約権無償割当ての方法により発行されるものであるため、上記注5.に定める効力発生日において、何らの申込み手続を要することなく、また、新たな払込みを要することなく、本新株予約権が付与されることとなります。従って、申込み及び払込みに関連する上記事項については、該当事項はありません。

## 9. 外国居住株主による本新株予約権の行使について

本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もありません。外国に居住する株主は、本新株予約権の行使に関してそれぞれに適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられないことについて、本新株予約権の行使請求取次の依頼日(ここでは口座管理機関が行使請求に要する事項の通知を、下記「(2)新株予約権の内容等」「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の本新株予約権の行使請求の受付場所(以下「行使請求受付場所」といいます。))に行う日とします。)の7営業日前までに、当該事項を証する資料を当社に提供し、かつ、当該事項を当社が確認した旨の通知を、口座管理機関(機構加入者)から行使請求受付場所に対する行使請求取次に関する通知がなされる日の前営業日までに、当社から当該株主宛に書面にて行った場合を除き、本新株予約権の行使について制限がなされます。

## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	32,403,900株 上記の本新株予約権の目的となる株式の総数は、平成26年7月22日現在の当社発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除きます。)を基準として算出した見込み額であります(本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1株とします。)
新株予約権の行使時の払込金額	各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権1個当たり288円とします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	9,332,323,200円 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、平成26年7月22日現在の当社発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除きます。)を基準として算出した見込み額であります。そのため、本新株予約権の行使状況により変動いたします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は288円とします。 2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従って算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
新株予約権の行使期間	平成26年9月5日(金)から平成26年9月30日(火)までとします。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 本新株予約権の行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 2. 本新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店営業部 4. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法 (1) 本新株予約権を行使しようとする当該本新株予約権の保有者(以下「本新株予約権者」といいます。)は、直近上位機関(当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいいます。以下同様です。)に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申出及び払込金の支払いを行います。 (2) 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができません。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとします。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権には、取得条項は付されておられません。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要しません(会社法第236条第1項第6号に掲げる事項に該当しません。)
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含み、以下「社債等振替法」といいます。)第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができません。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従います。

2. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が、行使請求受付場所に到達し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項記載の本新株予約権の行使請求の払込取扱場所(以下「払込取扱場所」といいます。)の当社の指定する口座に入金された日に発生します。

3. 本新株予約権の行使請求の手続及び期限

本新株予約権の行使期間は、平成26年9月5日(金)から平成26年9月30日(火)までとなりますが、本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到着し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生するため、本新株予約権を行使するためには、平成26年9月30日(火)までに、行使請求受付場所において、本新株予約権の行使請求に必要な事項の通知が受理されているとともに、払込金の払込みが確認されていることが必要となります。

株式会社証券保管振替機構が公表している株式等振替制度に係る業務処理要領においては、口座管理機関(機構加入者)における振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準的な処理日程として、新株予約権者がその口座管理機関(機構加入者)に対し、その保有する新株予約権の行使請求の申出及び払込金の支払いを行った日の翌営業日に、新株予約権の発行者(新株予約権の行使請求の受付場所)に対する取次が行われることが想定されています(当該処理日程については、振替機関が公表している株式等振替制度に係る業務処理要領に振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準処理日程として記載されております。)。当該処理日程を前提とすると、本新株予約権の行使期間の満了日当日に本新株予約権の行使請求の申出及び払込金の支払いを行った場合には、本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使請求取次に必要な事項の通知が当社(行使請求受付場所)に到着せず、本新株予約権の行使請求の効力が生じない可能性があります。そのため、本新株予約権者が本新株予約権の行使期間内に確実に本新株予約権の行使を行うためには、遅くとも、平成26年9月29日(月)の営業時間中に、口座管理機関(機構加入者)に対する本新株予約権の行使請求の申出及び払込金の支払いに係る手続について、口座管理機関(機構加入者)が完了していることが必要となります。但し、本新株予約権者からの行使請求の受付期間は、各口座管理機関において異なる場合があります(なお、機構加入者でない口座管理機関(間接口座管理機関)が行使請求を受け付ける場合には、口座管理機関(機構加入者)に委託して、新株予約権行使請求の取次が行われるため、口座管理機関(機構加入者)が直接行使請求を受け付ける場合に比し、手続に時間を要する可能性があります。)、必ず各本新株予約権者自身で、各口座管理機関に確認する必要があります。

当社株主が割り当てられた本新株予約権の一部又は全部につき行使期間内に上記の行使請求手続を行うことができない場合には、当該本新株予約権は消滅するため、当該株主は本新株予約権無償割当てによるその保有する当社普通株式の希薄化の影響を本新株予約権の行使又は売却により軽減できないこととなります。

4. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求にかかる本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

5. 本新株予約権の売買等

本新株予約権は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)において、同取引所が本有価証券届出書提出日以降に公表する期間、上場される予定であります。上場日は本新株予約権無償割当ての効力発生日(平成26年8月1日(金))となることが予定されておりますが、変更されることがあります。本新株予約権は、本新株予約権が同取引所に上場されている間、同取引所において売買を行うことができます。(但し、東京証券取引所の業務規程により、本新株予約権の売買単位は100個となります。したがって、100個に満たない数の本新株予約権は、同市場において売買することはできません。)なお、法令諸規則に従い、同取引所外において売買することは妨げられません。社債等振替法の適用により、本新株予約権の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

6. 税務上の取扱い

各株主及び各本新株予約権者の本新株予約権に係る税務上の取扱い及び証券口座に係る取扱いについては、各株主及び各本新株予約権者自身の責任において、自らの税理士等の専門家及び証券会社に確認する必要があります。

7. 単元未満株式を取得することとなる本新株予約権の行使について

当社普通株式の単元株式数は100株であり、本新株予約権者が100個未満の本新株予約権を行使した場合は、その行使により交付される当社普通株式の数も100株未満となるため、結果として当該本新株予約権者は単元未満株式を取得することになります。なお、単元未満株式は、議決権など、当社普通株式に係る権利の一部が制限され、かつ、市場を通じた売却を行うことはできません。

8. 当社株主の権利

会社法第192条の定めにより、当社普通株式を保有する株主については、引き続き当社に対して、その単元未満株式の買取りを請求することができます。なお、株主確定日である平成26年7月31日(木)から起算して4営業日前までに当社普通株式を市場で売却することで、本新株予約権の割当てを受けないことも可能です。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

また、本新株予約権の行使期間中に行使されなかった本新株予約権(以下「未行使本新株予約権」といいます。)については、行使期間の満了時において消滅し、当社又は金融商品取引業者による未行使本新株予約権の取得及び行使は行われません。したがって、かかる場合には、未行使本新株予約権となった本新株予約権を保有する株主は、本新株予約権無償割当てによるその保有する当社普通株式の希薄化の影響を本新株予約権の行使又は売却により軽減できないこととなります。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
9,332,323,200	198,000,000	9,134,323,200

- (注) 1. 上記の払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、平成26年7月22日現在の当社発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除きます。)を基準として算出した見込額であります。
2. 上記は、本新株予約権の総数のうち、行使された本新株予約権の割合(以下「行使比率」といいます。)が100%(すなわち、本新株予約権の総数32,403,900個が全て行使された)と仮定した場合の払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額を記載しております。したがって、本新株予約権を割り当てられた既存株主又は市場等を通じて本新株予約権を取得した投資家により、本新株予約権の全部又は一部について行使が行われない場合、上記金額は減少します。
3. 発行諸費用の概算額は、フィナンシャル・アドバイザーである藍澤証券株式会社への業務委託報酬50,000,000円、及びその他諸費用(証券事務代行費用約28,000,000円、各口座管理機関への事務手数料等約50,000,000円、登記費用約35,000,000円、その他の費用(証券取引所新株式上場料、弁護士費用、保管振替機構費用等)約35,000,000円)からなります。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

これまでの当社事業の経緯

(a) 当社の状況

当社は、「コラテジェン®」(HGF(Hepatocyte Growth Factor、肝細胞増殖因子)遺伝子治療薬)(以下「コラテジェン®」)を中心に、主に次世代のバイオ医薬品の開発事業を推進する創薬系のバイオベンチャーです。医薬品の開発には通常、長い開発期間と多額の先行投資が必要となりますが、当社においては、主力の開発品が上市に至っておらず、開発への先行投資の段階にあるため赤字の計上が継続しております。そのため、現時点においては配当を実施しておりません。しかし、「コラテジェン®」等の主要なプロジェクトの開発に成功し、上市に至った際には、販売から得られる収益によって業績が改善し、さらに利益が拡大することを見込んでおります。また、当社は、株主への利益還元については重要な経営課題と認識しており、新薬の販売により利益が計上され分配可能額が生じるようになった場合には、当社の経営成績及び財政状態を勘案しながら配当を検討してまいります。

(b) 末梢性血管疾患治療薬「コラテジェン®」の臨床開発

「コラテジェン®」は、HGF遺伝子を含むDNAプラスミドが原薬である遺伝子治療薬です。HGF遺伝子は、最初、肝臓の細胞を増やす因子として昭和50年代に日本で発見され、その後、肝臓の病気の治療薬として研究されていきました。その後、平成7年に大阪大学大学院医学系研究科の森下竜一博士(現臨床遺伝子治療学講座教授)により、HGF遺伝子に血管新生作用があることが明らかにされました。この発見に基づき、当社グループ(当社及び連結子会社3社をいいます。)は新たに血管を再生する再生医療の薬効を持つ新薬「コラテジェン®」の実用化を目指し開発を進めております。治療対象となる重症虚血肢(重症の末梢性血管疾患)は、糖尿病や高脂血症を患っている患者の合併症の一つであり、アイ・エム・エス・ジャパン株式会社(東京都港区虎

ノ門四丁目1番28号、代表取締役社長 湊方彦)の調査によると、米国では患者数が55万人規模(平成20年)であり、さらに国内や欧州等にも対象患者が存在します。当社は、「コラテジェン®」の実用化のため、国内のみならず潜在市場の大きい海外での臨床開発を含めた事業展開を進めることといたしました。

この方針の下、当社は「コラテジェン®」の実用化に向け、平成22年9月17日開催の当社取締役会において、以下を決定いたしました(平成22年9月17日当社開示「日本における虚血性疾患治療剤「コラテジェン®(HGF遺伝子治療薬)」の重症虚血肢における広範囲な適応取得のための追加臨床試験実施について」参照)。

- ・平成20年3月27日に厚生労働省に対して行った「コラテジェン®」の日本国内での製造販売承認申請については、承認審査機関である独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)との協議を重ねてきたが、国内第相臨床試験において本剤の有効性は確認できたものの、重症虚血肢における広範囲な適応の承認を取得するためには更なる臨床データの集積が必要であるとの取締役会としての判断に至ったことから、一旦承認申請を取り下げ、追加試験を実施の上で再度承認申請する。
- ・「コラテジェン®」の海外での上市を目的とし、欧米において国際共同第相臨床試験の準備を進めている中、本試験は、既にFDA(米国食品医薬品局)より第相臨床試験のプロトコールに対するSPA(Special Protocol Assessment(特別プロトコール査定)のことをいう。SPAは、FDAとの間で第相臨床試験開始前に、試験デザイン、解析方法などの詳細な取り決めに関して事前合意し、第相臨床試験終了後にそのまま承認要件として認められる制度。より確実に承認を取得し製品の市場投入の可能性を高めるため、欧米のバイオベンチャーによって幅広く活用されている。)を取得しており、加えて米国におけるFast Track(重篤で致命的な疾患に対し高い有効性が期待できる新薬に対し、審査の迅速化を図る制度)指定も取得したことから、今後、当該国際共同第相臨床試験を実施し、海外における「コラテジェン®」の承認取得を目指す。

平成22年9月以前においては、潜在市場の大きい海外での開発を並行して進めつつ、まずは国内での製造販売承認を得ることを計画しておりましたが、上記のとおり、国内の承認を取得するためには追加試験の実施が必要となったことから、すでに準備を進めていた国際共同第相臨床試験の実施及び海外での上市を先行することを目指していくこととしました。(なお、国内の開発においては、平成20年3月に行った製造販売承認申請以降に必要な審査の期間を経て承認を得ることを計画しておりましたが、上記のとおり平成22年9月に承認申請を取り下げ、追加試験を実施することといたしました。その後、日本からも国際共同第相臨床試験に参加することも検討しておりましたが、平成25年11月に改正薬事法が成立し、これに遺伝子治療薬を含む再生医療等製品を早期に承認することを可能とする期限付条件付承認制度が盛り込まれることになったことから、現在は国内については平成26年秋に施行が予定されている改正薬事法の新制度を活用し海外よりも早く上市させることを目指しております。)

(c) 中期経営計画の策定

これらを踏まえ、当社では、平成23年9月26日開催の取締役会にて、以下の内容の中期経営計画を決定いたしました。

- ・「コラテジェン®」の重症虚血肢を対象疾患とした開発については、FDAから国際共同第相臨床試験のプロトコールに対するSPAを取得しており、さらにFast Track指定も取得済みであるが、治験費用が多額になると見込まれるため、提携先を確保し、資金の手当てが出来次第、直ちに開発を開始するべく準備を進める。

(d) 提携先の決定

当社では、「コラテジェン®」の重症虚血肢を対象疾患とした国際共同第相臨床試験を実行するため、共同開発の提携先を模索し、交渉を継続してまいりましたが、平成24年10月24日付にて、田辺三菱製薬株式会社との間で米国における「コラテジェン®」の末梢性血管疾患を対象疾患とした独占的販売権許諾契約を締結いたしました。本契約により当社は、契約先からの契約一時金及び開発の進捗に応じた中間金(マイルストーン)を受領することになります(平成24年10月24日当社開示「田辺三菱製薬とアンジェス M Gが本契約を締結」参照)。

(e) 国際共同第 相臨床試験の実施開始の決定

当社は、上記提携先の決定後、国際共同第 相臨床試験の開始に向け準備を進めてきました。具体的には、当社は、平成25年3月に当社普通株式の第三者割当増資(以下「平成25年3月当社普通株式第三者割当増資」といいます。)及び同年5月に発行した行使価額修正条項付新株予約権の第三者割当(以下「平成25年5月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当」といいます。)を実施し、差引手取金額で合計約23億円の資金調達を行うことにより、国際共同第 相臨床試験の実施のための当面の資金手当てを進めるとともに、国際共同第 相臨床試験の実施に必要な医薬品開発受託機関(Contract Research Organization)(以下「CRO」といいます。)の選定など臨床試験計画を策定し、平成26年3月17日開催の取締役会において、国際共同第 相臨床試験の開始を決議いたしました。

資金調達の目的

本新株予約権無償割当てによる資金調達の目的は、「コラテジェン®」の重症虚血肢を対象疾患とした国際共同第 相臨床試験を実施するために必要と見込まれる費用及び国際共同第 相臨床試験を実施する期間の当社の運転資金の一部(研究開発関連費用及び本社機能運営費用等)を調達することにあります。

当社は、これまでにおいて、国際共同第 相臨床試験を実施するために今後必要と見込まれる費用を調達するために、まず、平成25年3月当社普通株式第三者割当増資により差引手取額約370百万円の資金調達を行い、また、平成25年5月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当により発行した新株予約権の発行価額の払込み及びその一部行使により差引手取額約1,989百万円の資金調達を実施しております(合計約23億円の資金を調達)。もっとも、平成25年5月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当による想定資金調達額は5,083百万円でありましたが、資金調達額は上記の1,989百万円にとどまっていたところ、当社は、当該新株予約権の新株予約権者からの取得の請求に基づき、平成25年10月15日に残存する当該新株予約権の全部を取得のうえ、直ちに消却しました。そこで、当社は、これに代わるものとして、平成25年10月に行使価額修正条項付新株予約権の第三者割当(以下「平成25年10月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当」といいます。)による新株予約権の発行を実施しました。しかしながら、平成25年10月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当が行われた後の当社普通株式の株価は、当該新株予約権の当初行使価額であり、下限行使価額でもある827円(平成25年11月18日開催の取締役会決議に基づき平成26年1月1日を効力発生日として普通株式1株につき普通株式100株の割合で行われた株式分割(以下「平成26年1月株式分割」といいます。)調整後の価額)を下回って推移しているため、平成26年7月22日現在までにおいて、当該新株予約権の行使は一切行われておりません。

そのため、当社は、今後の国際共同第 相臨床試験を円滑に実施できるようにするために、国際共同第 相臨床試験を実施するために今後必要と見込まれる費用及び当該期間の当社の運転資金の一部を調達することを目的とし、平成25年10月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当に代わる資金調達として、平成26年7月22日開催の取締役会で本新株予約権無償割当てを決議いたしました。なお、本有価証券届出書提出後同日に開催する取締役会において、平成25年10月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当に係る新株予約権の全部について、当該新株予約権の取得条項にしたがって、平成26年8月6日に当該新株予約権の新株予約権者から取得のうえ、直ちに消却することを決議いたします。また、当該新株予約権の全部につき、平成26年7月23日から平成26年8月6日までの期間において、その行使の停止指定を行っております。

なお、当社は、平成26年3月に当社普通株式の第三者割当増資(以下「平成26年3月当社普通株式第三者割当増資」といいます。)を行い、差引手取額約490百万円の資金調達を行っております。平成26年3月当社普通株式第三者割当増資は当社がこれまでムコ多糖症VI型治療薬「ナグラザイム®」の開発及び販売を通じて蓄積してきた、難病及び希少疾患を対象としたオーファンドラッグ(希少疾患用医薬品)を自社で開発・販売する基盤を活用し、海外で既に開発・販売されているオーファンドラッグを国内に導入するための費用の一部を調達することを目的とするものであり、本新株予約権無償割当ての資金調達の目的とは異なります。

## 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

下記表は「コラテジェン®」の重症虚血肢を対象疾患とした国際共同第 相臨床試験を実施するために必要と見込まれる費用及び国際共同第 相臨床試験を実施する期間の当社の運転資金の一部(研究開発関連費用及び本社機能運営費用等)についての支出予定金額及び支出予定時期、並びに本新株予約権無償割当てにより調達される差引手取概算額(9,134百万円)の充当額及び充当時期を示しております。

(単位:百万円)

	平成26年 9月以降	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 5月まで	合 計
1. 「コラテジェン®」の国際共同第 相臨床試験に関する費用(注)1							
1- 臨床試験費用(注)2	874	2,720	1,849	1,609	405	91	7,548
1- 海外子会社運営費用	135	330	337	344	351	60	1,557
小 計	1,009	3,050	2,186	1,953	756	151	9,105
2. その他運転資金(注)3							
2- 研究開発関連費用	-	194	312	249	187	-	942
2- 本社機能運営費用	-	428	550	492	373	-	1,843
小 計	-	622	862	741	560	-	2,785
3. 合計(1+2)	1,009	3,672	3,048	2,694	1,316	151	11,890
4. 過去に調達済みの資金(注)4	1,009	726	-	-	-	-	1,735
5. 今後の必要資金合計	-	2,946	3,048	2,694	1,316	151	10,155
6. 今回の調達資金充当額	-	2,946	3,048	2,694	446	-	9,134

(注) 1. 平成25年10月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当てに予定していた資金の使途(6,374百万円)との主な相違(2,731百万円)は、1- 臨床試験費用に含まれる費用について実際のプロトコールに基づく詳細な見積もりを取り直した結果、以前の想定よりも臨床試験費用に係る作業が増えたことにより費用が増加したこと及び臨床試験費用の増加リスクを加味したこと(1,159百万円)、並びに、治験依頼者である当社の米国子会社であるアンジェス インクの運営費用を新たに1- 海外子会社運営費用(1,557百万円)として追加したこと等によるものです。

2. 臨床試験費用は、以下の費用からなります。

- ・ 治験薬製造委託費用(臨床試験に用いられる治験薬の製造を委託するための費用)
- ・ コンサルティング費用(臨床試験の進め方、薬事関連規制及び集積したデータの統計解析に関するコンサルティングのための費用)
- ・ 臨床専門家により構成される運営委員会(治験の実施にあたり、倫理面や安全性について評価を行うための委員会)の委員への報酬
- ・ 症例登録に必要なデータベースの一部の作成、管理を外部に委託するための業務委託費用(治験に参加する被験者の特定データの登録用データベース作成及び管理のための費用)
- ・ 判定委員会及び被験者のデータモニタリング委員会(治験に参加を希望する被験者が条件に合致しているかどうかの判定や治験薬投与後の改善状況を判定する専門家による委員会)の委員への報酬
- ・ CR0である米国クインタイルズ社(ノースカロライナ州、CEO トム・パイク)への業務委託費用(同社に対しては、各施設において治験がプロトコールどおり行われているかどうかを確認するモニタリング業務、被験者のデータをデータベースに登録するデータマネジメント業務、症例登録されたデータの解析を行う統計解析業務、治験の結果を取り纏め医薬品の承認申請に使用する治験報告書を作成する業務、治験を行う施設・医師への費用の支払いや本治験に関わる外注先の管理等を委託しており、これらの業務に対する費用)

3. 「コラテジェン®」の国際共同第 相臨床試験を実施する期間における、研究開発関連費用(人件費609百万円、支払手数料119百万円、旅費交通費101百万円、地代家賃98百万円、その他15百万円)及び本社機能運営費用等(人件費767百万円、支払手数料536百万円、租税公課240百万円、地代家賃112百万円、派遣社員費102百万円、その他86百万円)であり、当該期間において見込まれる当社の収益で賄うことができない部分であります。



4. 「コラテジェン®」の国際共同第 相臨床試験に関する今後の費用(臨床試験実施の期間における当社の運営費用を含みます。)については、上記の表に記載のとおり、11,890百万円を見込んでおりますが、このうち1,735百万円につきましては、平成25年5月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当により調達された資金が充当されます。したがって、本新株予約権無償割当てにより調達された資金は、その残額10,155百万円のうち9,134百万円として充当されることとなります。

上記のとおり、本新株予約権無償割当てにより調達される差引手取概算額(9,134百万円)は、平成25年5月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当による調達資金とあわせて、「コラテジェン®」の国際共同第 相臨床試験の実施に今後必要と見込まれる費用及び国際共同第 相臨床試験を実施する期間の当社の運転資金の一部(研究開発関連費用及び本社機能運営費用等)に充当しますが、上記表に記載のとおり、当社は、今後これらの費用として、10,155百万円(過去に調達済みの資金1,735百万円を控除後の金額)が必要になると見込んでおります。そのため、かかる金額と上記差引手取概算額(9,134百万円)との差額である1,021百万円が不足額として見込まれます。さらに、上記差引手取概算額は、行使比率が100%(すなわち、本新株予約権の総数32,403,900個が全て行使された)と仮定した場合における金額です。そのため行使比率が100%に満たない場合は、実際の差引手取概算額はこれよりも少ない額となり、その結果、不足額は1,021百万円より大きな金額となります。当社としては、「コラテジェン®」の国際共同第 相臨床試験をできる限り前進させる観点からは、「コラテジェン®」の国際共同第 相臨床試験に関する費用を支払うとともに、当該費用の支払いが行われる時期の当社の運営費用も賄う必要があるため、本新株予約権無償割当てにより調達される資金について、上記表中の各期間に生じる各費用につき、支弁時期の早いものから順に充当していく予定です。そして、本新株予約権無償割当てにより調達した金額によって賄うことができない各費用については、国際共同第 相臨床試験の進捗への支障を最小限に留めるべく、自社製品における新規提携先確保による契約一時金の調達、既存提携先との契約内容見直しによる中間金(マイルストーン)の前倒しでの確保及び株式市場やマーケット状況を勘案しその他エクイティ・ファイナンスによる資金調達等の施策を講ずることにより随時その調達を検討してまいります。

なお、本新株予約権無償割当てにより調達した資金につきましては、具体的な資金使途に充当するまでの間は、銀行預金、短期有価証券(元本割れのリスク、信用リスク及び流動性リスクを出来る限り回避する観点から、コマーシャル・ペーパーを想定しております。)等にて管理することといたします。

#### 収益の獲得による投資回収等の見通し及び開発に係るリスクについて

「コラテジェン®」の開発に成功した場合に当社が得ることになる収益には、上市までの期間に提携先から支払われる中間金(マイルストーン)と、上市後の売上高に応じた一定の対価の受領があります。当社は、米国における末梢性血管疾患を対象とした「コラテジェン®」の独占的販売権許諾契約を田辺三菱製薬株式会社と締結しており、同社からマイルストーンを受領いたします。「コラテジェン®」の開発に成功した場合、マイルストーンと上市後の利益により当該国際共同第 相臨床試験開始前からの未回収の投資総額約120億円を平成32年頃までに回収できる見通しとなっております。また、欧州における販売権を供与する提携先については現時点では未定であります。提携先が決定した場合には、米国の場合と同様に、マイルストーン及び欧州における売上高に応じた一定の対価を受領することが見込まれます。なお、「コラテジェン®」につきましては、平成31年第1四半期頃の米国での上市を目指しております。

しかしながら、「コラテジェン®」の開発においては、一般的な医薬品の開発の場合と同様に、上記の収益の獲得の実現を遅延又は困難とさせる開発に係るリスクを伴います。かかるリスクとしては、開発期間が変動するリスク(開発が計画どおりに進行するとは限らず、臨床試験における適切な数の被験者が適時に集められない等の要因により遅延する可能性があります。)、有用性の確認に関するリスク(臨床試験の結果において期待した有用性のデータが得られない可能性があります。)、薬事法等による規制に関するリスク(治療環境の変化による薬事法等における承認要件の変更などにより製造販売承認を計画どおり取得できない可能性があります。)、競合製品に関するリスク(競合する製品が上市され想定以上のシェアを獲得した場合、期待どおりの収益をあげられない可能性があります。)等があります。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1. 他の資金調達方法との比較及び本新株予約権無償割当てを選択した理由

当社は、本新株予約権無償割当てによる資金調達方法(以下「本資金調達方法」といいます。)の決定に際し、当社の財務状況、当社株式の株価推移及び流動性、既存株主の皆様に対する影響、資金調達の確実性という観点から、本資金調達方法と他の資金調達方法について慎重に比較検討を行いました。その結果、本資金調達方法は、既存株主の利益保護に十分配慮しながら、当社の資金調達の実施を実現できることから、現時点の当社において最良の資金調達方法と考えられるものとして選択いたしました。

なお、以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

#### その他の資金調達方法の検討について

##### A. 金融機関からの借入れ

借入れによる資金調達は、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれます。また、当社の現在の財務状況を前提とすると、融資を引き受けてもらえる金融機関が存在するとは考えにくいこと、及び今後の当社の事業展開を前提とすると、現時点においては自己資本を充実させることで財務基盤を強固にすることが必要と考えていることから、金融機関からの融資よりも、資本市場からの自己資本の拡充による資金調達が有効かつ適切であるものと考えております。

##### B. 公募増資

公募増資による新株の発行は、資金調達が一時的に可能となりますが、同時に、大規模な公募増資が行われると、相当程度の既存株主の持分の希薄化、すなわち、持分割合の希薄化及び1株当たり利益の希薄化も引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいため、本新株予約権無償割当てにおいて調達を予定する資金の額(詳細については上記「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途」参照)及び時価総額(本新株予約権発行決議日の前営業日:15,586百万円)を前提とすると、今回の資金調達から除外することといたしました。

##### C. 第三者割当てによる株式、新株予約権等

第三者割当てによる株式、新株予約権等の発行については、大多数の既存株主にはかかる第三者割当てに参加する機会を付与されない結果となってしまうのみならず、本新株予約権無償割当てにおいて調達を予定する資金の額(詳細については上記「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途」参照)及び時価総額を前提とすると、( )第三者割当先は相当規模の株式等を保有することになり、相当割合の株式を保有する株主が新たに出現する可能性があり、当該株主の保有方針や投資目的等によっては、当社の経営方針が大きく変更されたり、また、当社の経営の独立性が担保されない可能性があること、及び( )既存株主の持分の希薄化の影響が大きくなること、が懸念されることから、今回の当社の資金調達方法として、必ずしも望ましい方法ではないと考え、除外することといたしました。

なお、当社は、上記「2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途 資金調達の目的」で記載のとおり、「コラテジェン®」の国際共同第 相臨床試験の実施に関する費用を調達するために、平成25年3月当社普通株式第三者割当増資、平成25年5月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当及び平成25年10月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当による株式及び新株予約権の発行による資金調達を行ってきました。当社は、各第三者割当ての時点において、「コラテジェン®」の国際共同第 相臨床試験を早期に開始するための資金を得るといふ資金調達の必要性及び資金調達実現までの迅速性並びに想定される希薄化の規模及び一時における希薄化の進み方等を考慮し、最適な資金調達方法であると判断して各第三者割当てを実施してきました。しかしながら、各新株予約権の第三者割当てにおいては、株価の推移により、新株予約権の行使が想定どおりに進まず、当初想定した額の資金調達ができておりません。また、第三者割当ての手法では調達できる金額は割当先に依存し、必ずしも当社が必要とする資金全てを調達できるとは限らず、当社は、実際に短期間に複数回の資金調達を実施しなければならない状況にありました。さらに、仮に、資金提供者が現れ、本新株予約権無償割当てにおいて調達を予定する資金の額を株式、新株予約権等の第三者割当てにより調達できるとしても、上述のとおり、かかる第三者割当ての方法によると、大多数の既存株主に参加の機会が付与されないためその持分に大きな希薄化を生じさせる可能性があるのみならず、相当割合の株式を保有する株主が新たに出現することにより、当社の経営に大きな影響を与えうるだけの支配権を持ち、場合によっては当社の企業価値および株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性があります。そこで、当社は、当社の今後の成長基盤を確立するために「コラテジェン®」の国際共同第 相臨床試験を着実に実施して行く観点から、「コラテジェン®」の国際共同第 相臨床試験の実施のために今

後必要と見込まれる資金をできる限りまとめて調達することを実現すると同時に、既存株主の利益を保護する観点からできる限りその持分の希薄化が発生しない、又はその影響を軽減できる方法として、本新株予約権無償割当てが最適な資金調達方法と判断いたしました。

#### D. 非上場型の新株予約権の株主無償割当、募集株式の株主割当

新株予約権を上場させない非上場型の新株予約権の株主無償割当てについては、株主が新株予約権を売却する機会に乏しく、結果的には新株予約権を行使しない株主がその持分の希薄化の影響を回避するための選択肢が限定的であることから、既存株主の持分の希薄化の影響の観点では必ずしも望ましい方法ではないと考え、除外することといたしました。

また、募集株式の株主割当は、株主に付与される株式の割当を受ける権利が法律上譲渡できないとされていることから、払込みに応じない株主にとっては、その持分の希薄化の影響を回避する選択性が更に限定的であり、非上場型の新株予約権の株主無償割当と同様に、望ましい方法ではないと考え、除外することといたしました。

#### E. コミットメント型ライツ・オファリング

コミットメント型ライツ・オファリングにおいては、特定の証券会社との間で、当該証券会社が一定の期間内に行使されなかった未行使の新株予約権について、その全てを取得した上でそれらを行使することを定めた契約を締結するスキームであるため、当該スキームを採用することによって、資金調達額が当初想定していた額に到達せず、又はそれにより想定していた資金使途に充当できないこととなるリスクを低減させることができます。当社は、同スキームについてもその実現可能性を検討いたしました。コミットメント型ライツ・オファリングにおいては、上記の証券会社等による未行使の新株予約権の取得が金融商品取引法における有価証券の引受けに該当することから、証券会社数社に対しコミットメント型ライツ・オファリングの引受けの可能性について打診を重ねたところ、証券会社からは、現状において、国内におけるコミットメント型ライツ・オファリングの前例が案件の数及び規模の点で限定されていること等を理由に、当社の希望を満たす資金調達額、スケジュール及びその他条件での引受けを検討することは困難であるとの回答を得たため、資金調達方法の候補からは除外することといたしました。

#### 本資金調達方法(ノンコミットメント型ライツ・オファリング)

当社は、以下に述べるノンコミットメント型ライツ・オファリングの特長(メリット及びデメリット)に鑑みると、本資金調達方法こそが、現時点において当社が資金を調達するに当たって最良の方法であると考えております。

#### (メリット)

##### A. 株主への平等な投資機会の提供

本資金調達方法の特長として、当社以外の全ての既存株主が保有する株式数に応じて本新株予約権を無償で割り当てるといことがあげられます。本新株予約権無償割当ての機会を通じて、当社の現状並びに今後の事業展開及び方向性を株主に広く理解いただくとともに、かかる特長により、当社以外の全ての既存株主にとって平等な投資機会を提供することが可能であると考えております。

##### B. 既存株主の持分の希薄化による影響の極小化

当社以外の全ての既存株主には、その保有する株式数に応じて本新株予約権が割り当てられるため、当該本新株予約権を行使することによって、持分の希薄化、すなわち、持分割合の希薄化及び1株当たり利益の希薄化による影響を極小化することが可能です。また、本新株予約権は東京証券取引所へ上場される予定であるため、本新株予約権を保有する既存株主は、本新株予約権を市場で売却することも可能です。そのため、追加出資を希望しない株主であっても、本新株予約権を市場で売却することにより、持分の希薄化により生じる不利益を金銭的な填補により一定程度軽減する機会が得られることが期待されます。

### C. 新株予約権の上場による新たな投資家層の開拓

上記のとおり、本新株予約権は東京証券取引所に上場されることから、当社の事業をご支援いただける潜在的な投資家に当社株式を保有する機会を新株予約権という形で提供し、新たな投資家層を開拓することが可能です。これにより、市場を通じて本新株予約権を取得し、それを行使することで株式を取得する新たな株主の増加、新株の発行に伴う発行済株式数の増加、及び当社株式の流動性の向上が見込まれ、結果として、株主が当社株式を市場で取引できる機会が増加する可能性があるものと考えております。

#### (デメリット)

##### A. 資金調達額の不確実性

本資金調達方法においては、発行した新株予約権が行使されることで、当社は資金調達を実現できることとなるため、本新株予約権の割当てを受けた株主、又は本新株予約権を市場を通じて取得した投資家の本新株予約権行使の状況によっては、調達する資金の額が想定を下回る恐れがあります。この点につきましては、本有価証券届出書(その後の訂正を含みます。)並びに平成26年7月22日付で公表いたしました「ライツ・オフアリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)に関するお知らせ」及び「ライツ・オフアリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)に関するご説明(Q & A)」等を通じて、本資金調達方法及び当社の状況を十分に株主や投資家の皆様にご理解いただくことで対処して参る所存です。

上記のとおり、その他の資金調達方法の検討の上、本資金調達方法のメリット及びデメリットを勘案し、当社といたしましては、既存株主に対するノンコミットメント型ライツ・オフアリングという本資金調達方法が、既存株主の利益保護に十分配慮しながら、当社の資金調達を実現できる、現時点の当社における最良の資金調達方法であると考えております。

## 2. 発行条件の合理性

本新株予約権の割当数、本新株予約権の1個当たりの交付株数及び行使価額の決定に際しては、当社の業績や財務状況、当社の株価動向や出来高、当社の事業上の必要な調達資金の額及び本新株予約権の全てが行使された場合における調達金額等を勘案し、既存株主による本新株予約権の行使の可能性の観点から検討いたしました。その結果、本新株予約権の割当数は、当社普通株式1株につき本新株予約権1個を割り当てることとし、本新株予約権の1個当たりの交付株式数については、本新株予約権1個の行使により当社普通株式1株が交付されることとし、また、行使価額は、1株当たり288円(本新株予約権の発行決議日前営業日の当社普通株式の株価終値(481円)の59.9%)に決定いたしました。

なお、行使価額の決定にあたっては他社のライツ・オフアリング発行事例における最終行使比率及び株価の推移等を参考にしております。当該発行事例及び本新株予約権1個の行使により交付される株式数が当社普通株式1株である点を鑑みれば、行使価額は少なくとも発行決議日の前営業日の株価終値の60%未満の水準に設定することが、既存株主による本新株予約権の行使促進の観点から望ましいと考えております。

また、本新株予約権の発行決議日の前営業日である平成26年7月18日を基準とした場合、東京証券取引所における当社普通株式の直近1ヶ月の株価終値の単純平均値は571円、直近3ヶ月の株価終値の単純平均値は487円及び直近6ヶ月の株価終値の単純平均値は496円となりますが、これらの平均値を基準とした場合、本新株予約権の行使価額288円は、それぞれ、当該平均値の50.5%、59.2%及び58.1%の水準となります。

行使価額等は、当社の業績や財務状況、当社の株価動向や出来高、当社の事業上の必要な調達資金の額及び本新株予約権の全てが行使された場合における調達金額等を勘案し、既存株主による本新株予約権の行使の可能性を踏まえて適切と考えて決定したものであり、本新株予約権無償割当てにより調達した資金を基に、「コラテジェン®」の重症虚血肢を対象疾患とした国際共同第 相臨床試験を着実に実施し今後の当社の成長基盤を確立することによって企業価値上昇の利益を既存株主にも幅広く享受していただけるように設定されたものとして、合理的であると判断しております。

## 3. 潜在株式による希薄化情報等

平成26年7月22日現在における当社の発行済株式数は32,403,900株であります。また、本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社普通株式数は32,403,900株であります。従いまして、発行済株式総数に対する本新株予約権に係る潜在株式数の比率は100%となります。本新株予約権は各株主が保有する株式数に応じて割り当てられるため(平成26年7月31日(木)の最終の株主名簿に記載又は記録された株主につきましては、平成26年8月21日(木)頃に、本新株予約権に関する株主割当通知書が、各株主が口座管理機関にご登録いただいている住所宛に届く予定です。)、割

り当てられた本新株予約権の全てを行使した株主につきましては、当該株主が保有する当社普通株式に係る持分の希薄化は生じないこととなります。なお、本新株予約権は東京証券取引所への上場を予定しているため、本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を市場等で売却することにより、持分の希薄化により生じる不利益を金銭的な填補により一定程度軽減する機会が得られることが期待されます。但し、割り当てられた本新株予約権の全部又は一部につき行使を行わなかった場合、既存株主はその保有する当社普通株式に係る持分の希薄化が生じる可能性があり、また、市場等で本新株予約権の売却を行わなかった場合、当該持分の希薄化により生じる不利益を金銭的に填補する機会を一切失う可能性がありますのでご注意ください。

なお、以上のとおり、本資金調達方法によると、既存株主の持分の希薄化は発生しないか、または本新株予約権を市場等で売却することにより持分の希薄化により生じる不利益を金銭的な填補により一定程度軽減する機会が得られることが期待されます。一方で、本資金調達方法を除く、平成25年3月当社普通株式第三者割当増資(1,092,800株の普通株式を発行)、平成25年5月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当(新株予約権の行使により1,460,000株の普通株式を発行)、平成25年10月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当(すべての新株予約権につき未行使)及び平成26年3月当社普通株式第三者割当増資(1,136,300株の普通株式を発行)により発行された当社普通株式数(合計3,689,100株)の平成25年3月当社普通株式第三者割当増資の直前の当社の発行済株式数である28,713,800株に対する比率は、12.85%となっております。当社としては、平成25年3月当社普通株式第三者割当増資及び平成25年5月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当により調達された資金は、本新株予約権無償割当てと同様に、「コラテジェン®」の国際共同第 相臨床試験を実施し、当社の今後の成長基盤を確立することを目指すものであり、また、平成26年3月当社普通株式第三者割当増資は、短期間で上市が可能と見込まれるオーファンドラッグを国内へ導入し、当社の収益基盤の安定化に寄与する(当該製品は平成30年の上市予定ですが、平成30年度は市場への浸透度が低いため赤字の見込みです。平成31年度から利益に貢献し、それ以降の収益基盤の安定化に寄与する見込みです。)ことを目指すものであり、いずれも、当社の企業価値の向上に繋がるものとして、希薄化の規模は合理的であると考えております。なお、当社は、平成25年5月21日開催の取締役会に基づいて平成25年7月1日を効力発生日として普通株式1株につき普通株式2株の割合で行われた株式分割及び平成26年1月株式分割を行っているため、上記の各株式数は、平成26年3月当社普通株式第三者割当増資に係る株式数を除き、これらの株式分割を反映した数値となっております。また、当社は、平成25年5月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当に係る新株予約権については、平成25年10月15日に残存するすべての新株予約権につき取得の上消却をしており、また、当社は、平成25年10月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当に係る新株予約権の全部について、本有価証券届出書提出後同日に開催する取締役会において、当該新株予約権の取得条項にしたがって、平成26年8月6日に当該新株予約権の新株予約権者から取得のうえ、直ちに消却することを決議いたします。

発行済株式総数及び潜在株式数の状況(平成26年7月22日現在)

	株式数	発行済株式総数に対する比率
発行済株式総数	32,403,900株	100.00%
現時点における潜在株式数(注)1	5,244,000株	16.18%
現時点における自己株式数	0株	0.00%
本新株予約権に係る潜在株式数(注)2	32,403,900株	100.00%

(注) 1 . 平成25年10月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当に係る新株予約権の目的となる株式数(5,000,000株)と従業員向けストックオプションの目的となる株式数(244,000株)の合計です。但し、本有価証券届出書提出後同日に開催する取締役会において、平成25年10月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当に係る新株予約権の全部について、当該新株予約権の取得条項にしたがって、平成26年8月6日に当該新株予約権の新株予約権者から取得のうえ、直ちに消却することを決議いたします。

(注) 2 . 本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使の全部又は一部が行われなかった場合には、発行される当社普通株式の数は減少します。

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

### 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第15期(自平成25年1月1日 至平成25年12月31日)平成26年3月31日 関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第16期第1四半期(自平成26年1月1日 至平成26年3月31日)平成26年5月13日 関東財務局長に提出

なお、当社は、平成26年8月7日頃を目途に、事業年度第16期第2四半期(自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)に係る四半期連結財務諸表が記載された平成26年12月期第2四半期決算短信を公表する予定であり、平成26年8月12日頃を目途に、当該四半期に係る四半期連結財務諸表が記載された四半期報告書を関東財務局長に提出する予定です。

#### 3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成26年7月22日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を、平成26年3月31日に関東財務局長に提出

### 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成26年7月22日)までの間において、生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本有価証券届出書提出日(平成26年7月22日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

アンジェス M G株式会社 本店

(大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号彩都バイオインキュベータ4階)

アンジェス M G株式会社 東京支社

(東京都港区芝五丁目20番14号三田鈴木ビル5階)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

#### 第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

#### 第五部 【特別情報】

##### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。